

中野駅新北口駅前エリア拠点施設整備に係る民間事業者審査委員会設置要領

(趣旨)

第1条 中野駅新北口駅前エリア拠点施設整備に係る民間事業者の選定手続を厳正かつ公平に行うため、中野駅新北口駅前エリア拠点施設整備に係る民間事業者審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 中野駅新北口駅前エリア拠点施設整備に係る民間事業者の選定手続における審査基準等に関する事
- (2) 応募者から提出された書類の審査、評価に関する事

(構成)

第3条 審査委員会は、別表に掲げる者をもって構成することとする。

- 2 審査委員会には、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。
- 5 委員長は、会務を総理する。
- 6 副委員長は委員長を補佐し、委員長が事故等により欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和2年1月27日から令和3年3月31日までとする。

(事務局)

第5条 審査委員会の事務を補助するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、中野区まちづくり推進部中野駅周辺まちづくり課が担う。但し、事務局が担う事務の一部を委託事業者が担うことができる。

(雑則)

第6条 本設置要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(附則)

この要領は、令和2年1月27日から施行する。

(附則)

この要領は、令和2年10月22日から施行する。

別表

氏名	所属	役職
中井 検裕	東京工業大学大学院環境・社会理工学院	教授
坂井 文	東京都市大学都市生活学部	教授
佐藤 慎也	日本大学理工学部	教授
村上 正浩	工学院大学建築学部	教授
藤浪 洋介	藤浪会計事務所	所長
永森 清隆	株式会社再開発評価	代表取締役